

3 最終報告検討結果

平成 17 年 11 月 14 日に開催した関係首脳部会議において絞り込まれた「(ウ) 建築計画の大幅な変更 2 階建～2 階建」「(エ) 建築計画の小幅な変更」の 2 案について、実現の可能性を探るため 9 項目の視点で具体的な検討を行いました。

2つの事業案検討比較表

	(ウ) 建築計画の大幅な変更 (2 階建て～2 階建て)	(エ) 建築計画の小幅な変更
上位計画(総合計画・環境基本計画)との整合性	整合している	整合している
建設費・維持管理費コストダウンの検討	施設の骨格構造を見直すことにより建設コストの削減が可能である(鉄骨構造 軽量鉄骨構造)	建設費・維持管理費の大幅なコストダウンは見込めない
市民参加の進め方	本最終報告に基づきパブリックコメントの実施(平成 18 年 2 月予定)	本最終報告に基づきパブリックコメントの実施(平成 18 年 2 月予定)
用途規制、建築基準法との関係	見直し期間 1 年のため現行の用途規制の範囲で事業案を作成	見直し期間 1 年のため現行の用途規制の範囲で事業案を作成
合併特例債適用の課題	基本コンセプトに変更をきたさないため適用上の課題はないと考えられるが、事業の継続性からスケジュールの大きな変更はできない。今後も国・都との協議が必要である	基本コンセプトに変更をきたさないため適用上の課題はないと考えられるが、事業の継続性からスケジュールの大きな変更はできない。今後も国・都との協議が必要である
保谷庁舎整備スキームの進め方	(仮称)リサイクルプラザ建設事業にあわせ緑化整備を行うとともに庁用車駐車場の整備を行うことが可能である	(仮称)リサイクルプラザ建設事業にあわせ緑化整備を行うとともに庁用車駐車場の整備を行うことが可能である
事業案再構築における考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業案の再構築により 3 R の戦略機能展開は可能である ・ リサイクルの持ち込み機能は設置可能である ・ 普段持ち込めないものを持ち込むことは可能である 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業案の再構築により 3 R の戦略機能展開は可能である ・ リサイクルの持ち込み機能は設置可能である ・ 普段持ち込めないものを持ち込むことは可能である
施設の管理運営	当面は直営(運営する N P O 等が決定するまでの暫定措置)とする	当面は直営(運営する N P O 等が決定するまでの暫定措置)とする
完成までのスケジュール	平成 20 年度開館が可能である(別紙 3 - 4)(仮称)リサイクルプラザ建設事業スケジュール(案)	平成 20 年度開館が可能である(別紙 3 - 4)(仮称)リサイクルプラザ建設事業スケジュール(案)